

「近江商人紹介パネル」貸出し実施要領

(目的)

第1条 この要領は、近江商人顕彰事業の一環として、近江商人の今目的意義を広く紹介するため、近江商人紹介パネル（以下「パネル」という。）の貸出しに関し必要な事項を定めるものとする。

(パネルの貸出し)

第2条 当法人が管理するパネルを使用目的等を考慮して適当と認めたものに貸出しすることができる。

(貸出しの承認)

第3条 パネルの貸出しを受けようとするものは、あらかじめ、近江商人パネル貸出許可申請書（別記様式第1号）を事務局に提出してその承認を受けなければならない。

2 事務局は前項の承認を受けた者に対して、近江商人紹介パネルを、1日1点につき5000円の貸与料の支払いを求め貸出しする。ただし準備などの期間は無料とする

(貸出し期間)

第4条 パネルの貸出期間は、原則として2週間以内とする。ただし、事務局が必要と認めた場合はこの限りでない。

(損傷及び亡失の届出等)

第5条 パネルの貸出しを受けた者は、パネルを亡失し、もしくは損傷したときは、速やかにその旨を事務局に届け出て、その指示を受けなければならない。

2 パネルの貸出しを受けた者は、自己の責めに帰すべき事由により、パネルを損傷し、または亡失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

3 パネルの貸出しを受けた者は、パネル他人に貸与してはならない。

(貸出しまたは返却方法)

第6条 パネルの貸出しを受けた者は、パネルの貸出しまたは返却をする場合は、三方よし研究所が指定する場所に直接出回って受け渡しを行う。なおパネルの発送の場合の運賃は借用者の負担とする。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、事務の執行に必要な事項は別に定めるものとする。

付則

この要領は、平成17年1月1日から施行する。